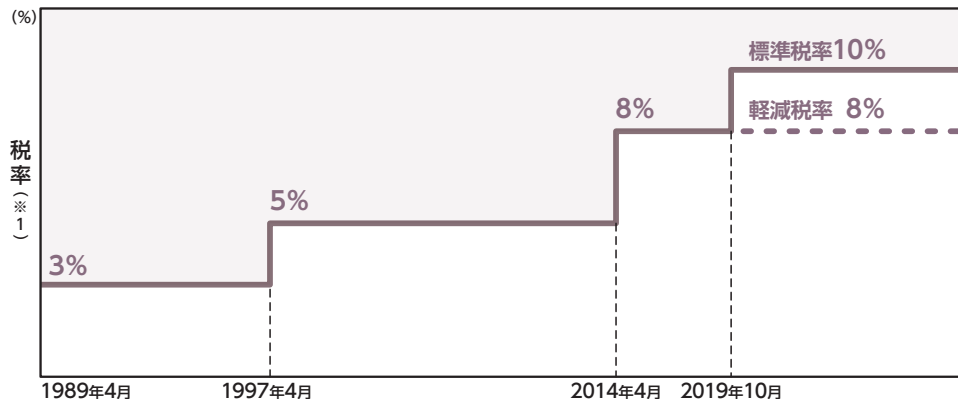


消費税率 消費税の仕組み

消費税の税率の推移



(※1)消費税率と地方消費税率を合計した税率です。

消費税とは？

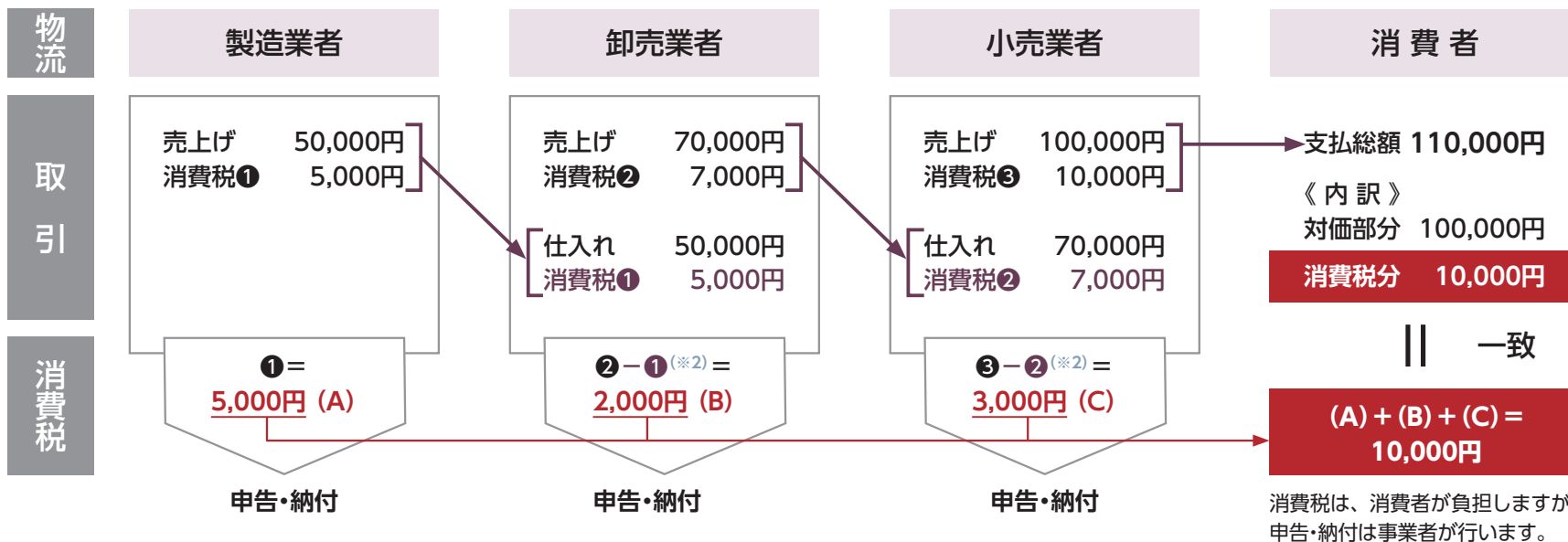
商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。

仕入税額控除とは？

【定義】 課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を差引くことをいいます。下図(※2)をご参照下さい。

【要件】 一定の事項を記載した「帳簿」および「請求書等」の保存が必要です。

〈消費税の仕組み〉



(注)消費税と地方消費税を合わせた税率10%で計算しています。

(出典)「適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-」(国税庁)より作成

適格請求書等保存方式(インボイス制度)

適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは？

インボイス制度

インボイス制度は、消費税の仕入税額控除に関する制度です。インボイス制度では、原則として帳簿および適格請求書(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書(インボイス)

インボイス発行事業者から交付を受けた一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。

インボイス
発行事業者
との取引



売手

インボイス等の保存が
仕入税額控除の要件

適格請求書
(インボイス)

仕入税額控除可能



買手

免税事業者等
との取引



売手

免税
事業者等

請求書

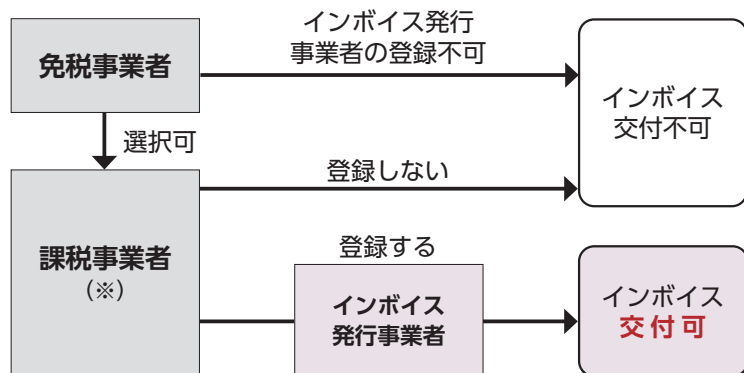
仕入税額控除不可



買手

(1)インボイス発行事業者の登録

インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者の登録を受けなければなりません。登録申請を行うことができるのは課税事業者です。



(※)課税事業者は、消費税の申告義務・納税義務を負います。

(2)インボイスの記載事項

インボイスの記載事項

- 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- 取引年月日
- 取引内容
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)および適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

(株)〇〇御中				6	請求書
				××年11月分	
2	11/1	牛肉	※	5,400円	
	11/2	小麦粉	※	2,160円	
	⋮	⋮		⋮	
	11/30	ビール		6,600円	3
※ 軽減税率対象				3	合計87,200円
					うち消費税 7,200円
4	10%対象	40,000円		(消費税 4,000円)	5
	8%対象	40,000円		(消費税 3,200円)	
				1	△△(株)
					登録番号 T1234567890123

(注)赤枠は、新たに追加される記載事項です。

(出典)「インボイス制度が開始されます」(国税庁)より作成